

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 4 月から 41 年 7 月までの期間、41 年 11 月、51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 7 月まで
③ 昭和 41 年 11 月
④ 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで
⑥ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、同居していた私の母親が行ってくれたはずである。婚姻後も給料は母親に渡しており、同居していた弟（次男）の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているのに、申立期間についての保険料が未納又は申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時に申立人の母親と連番で払い出されており、A 町が保管する国民年金被保険者名簿により、納付日が確認できる昭和 50 年度から平成 3 年度までの国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、その母親は、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであり、申立人と同様に両親と同居していた申立人の弟（次男）も申立期間に係る保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立人の母親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①、②及び③について、i) オンライン記録により、その前

後の昭和 36 年度及び 39 年度は保険料納付済期間となっていること、ii) 当該年度の一部の期間は厚生年金保険又は船員保険の被保険者資格期間があるが、資格の得喪手続を行わず国民年金保険料が納付されていたため、平成 10 年 6 月 17 日付けで還付決定されていることが確認できることから、納付意識が高かった申立人の母親が申立期間①、②及び③の保険料を未納にしておくことは考え難い。

さらに、申立期間⑤について、申立期間は 6 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みであることを踏まえると、当該期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間⑥について、A 町が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月までの期間について申請免除期間とする一方、52 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料が同年 12 月 19 日に納付されていることが確認できる上、昭和 53 年度についても申請免除期間とする一方、保険料が 3 か月ごとに現年度納付されていることが確認できることから、行政の記録管理に不備がみられる。

しかしながら、申立期間④については、戸籍の附票により、申立人及びその妻は昭和 42 年 10 月に A 町から B 市に転居し、申立人の両親と別居していることが確認できることから、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付したものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 4 月から 41 年 7 月までの期間、41 年 11 月、51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの期間及び46年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年3月まで
② 昭和46年4月から同年7月まで

私が20歳になった時に、町内の婦人会で国民年金保険料の集金をしていた私の母親が、私の国民年金の加入手続と申立期間の保険料を納付してくれた。

その後、婦人会の集金係を辞めた後も、代わりの集金係の人に家まで来てもらい、結婚するまでの私の国民年金保険料を納付してくれていたと母親から聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から昭和46年8月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であるが、同手帳記号番号が払い出された時点で過年度分となる保険料のうち、一部の期間（昭和45年4月から46年3月まで）の保険料が納付されているにもかかわらず、申立期間の保険料のみが納付されなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人の国民年金被保険者名簿と特殊台帳（マイクロフィルム）との間で納付記録に過誤があったことから、平成20年10月に納付記録が訂正されるなど、申立人に係る行政の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、夫の勧めで昭和53年に国民年金に任意加入し、60歳到達時までのすべての期間の国民年金保険料を納付したはずである。私は国民年金に加入する前からA教室を経営していたので、私の夫が毎年確定申告を行い、控えも保管している。国民年金に加入して保険料を納付した昭和53年から平成3年までの確定申告書によると、毎年、国民年金保険料として申告額が記載されているので、付加保険料を含めて申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月23日に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き、60歳になった平成3年*月までの国民年金保険料をすべて納付していると同時に、昭和60年度を除き、付加保険料も併せて納付していたことが確認できることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人から提出された申立期間に係る確定申告書（控）の国民年金保険料金額欄に記載された金額は、当該期間の国民年金保険料及び付加保険料額の合計額とおおむね一致していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）について、納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年2月まで

私は、所持している領収証書により昭和55年11月19日に納付したことが確認できる申立期間の国民年金保険料について、その還付を受けた記憶が無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金被保険者特殊台帳及び国民年金保険料還付整理簿により、昭和57年4月19日付けで、申立人が55年11月29日に納付した申立期間の国民年金保険料8,190円を被保険者の資格喪失を理由に還付した事実が確認できるが、i) オンライン記録により、申立人が被用者年金保険の被保険者であった記録は確認できないこと、ii) 申立人が所持する年金手帳により、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は厚生年金保険被保険者資格を喪失した53年12月24日、被保険者の種別は強制加入被保険者及び被保険者資格の喪失年月日は厚生年金保険被保険者資格を再取得した54年3月1日と記載されていることが確認でき、申立期間は本来強制加入被保険者となる期間であったものと考えられ、保険料を還付する理由が見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、元夫が会社を退職した数か月後の昭和45年1月に、元夫と共にA市B区出張所（現在は、A市C区役所）で国民年金の加入手続を行った。

その際、同出張所の窓口で、「本来ならば数か月前から手続を行わなくてはいけなかった。」と言われたこと、及び資格取得日を昭和45年1月からにもらったことを記憶している。

申立期間①の国民年金保険料は、同出張所で国民年金手帳に押印してもらい、申立期間②の国民年金保険料は、納付書で3か月分を自宅近くの郵便局や銀行で納付している。

私は、国民年金に加入してからは一度も未納無く保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無いほか、60歳到達時以降も国民年金に任意加入し、その保険料を口座振替により納付していることが確認できることなどから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、同手帳記号番号の前後の被保険者のオンライン記録等により、昭和45年1月から同年3月までの期間に夫婦連番で払い出されたものと推定でき、申立人と元夫の国民年金加入手続はこのころに行われ、その時点で申立期間①の保険料は現年度納付が可能で

あったことから、申立人が国民年金加入手続のみを行い、当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が当該期間当時に納付を行うことが困難な経済的状況にあったと確認される事情も見られないことを踏まえると、当該期間の保険料は納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

平成20年3月に「ねんきん特別便」が届いた際に、私は、申立期間の厚生年金保険料と国民年金保険料の重複納付に気付き、調査をお願いした。その結果、重複して納付していたことは確認されたものの、「同期間の国民年金保険料2万4,600円はお返ししている。」との回答であった。

しかし、私は、申立期間の国民年金保険料還付に係る通知を受けたことは無く、還付したとする保険料を受領したことも無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料については、特殊台帳の記録及び申立人の所持している領収書等から昭和50年12月15日に納付されていることが確認でき、オンライン記録により、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、国民年金保険料が重複して納付されていることは明らかである。

また、申立期間の国民年金の過誤納保険料については、特殊台帳に還付の記録と思われる記載が認められるものの、i) 通常記載されるべき還付決議年月日が記載されていないこと、ii) 過誤納保険料が「25,500」から「24,600」に訂正されているものの、整理番号が「****」の一つしか記載されていないことから、訂正後の正しい金額で支払われたことは確認できない。

さらに、特殊台帳には、申立期間の厚生年金保険被保険者資格取得に係る国民年金被保険者資格喪失年月日が誤って進達された後、その訂正を行っている形跡が見られるものの、オンライン記録では平成10年2月12日まで記録訂正

されていない形跡が見られることから、行政の記録管理は適切に行われていなかったものと認められる。

加えて、申立人及び申立人の妻は、還付に係る通知を受けた記憶も無いなど、申立内容に不自然さが見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月及び同年3月

私は、昭和63年1月にA所管のB機関を退職した後、同年2月にC市に転入し、同市役所窓口で国民年金の加入手続を行い、同年3月ごろに同市の窓口で保険料を納付したはずであるが、申立期間は未納と記録されている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間に未納期間が無く、各年金制度の切替手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人は申立期間当時、i) C市役所で住民票の転入手続の際に、国民年金の加入手続をする窓口を教えてもらい、その窓口で加入手続をしたこと、ii) 国民年金手帳はその場で交付されなかったこと、iii) 国民年金保険料は、昭和63年3月ごろに同市の窓口で2万円以内を納付したことなどを明確に記憶しているところ、同市では、「当時、国民年金手帳記号番号は社会保険事務所（当時）で払出し、年金手帳が市へ郵送されてから納付書を作成し、年金手帳と一緒に加入者の下へ郵送していた。」としている上、申立人が納付したとする申立期間の保険料相当額は、当時の2か月分の保険料額とほぼ一致しているほか、申立人が同市に在住していた63年3月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推定できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の父親も、i) 申立人に対し、申立期間の国民年金加入について助言したこと、ii) 申立人から国民年金の加入手続及び保険料納付を済ま

せたことについて後から聞いたことなどを記憶していることから、申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続のみを行って、申立期間の2か月分だけを未納としておいたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和57年3月23日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月23日から同年3月23日まで
昭和50年4月1日にA社(現在は、B社)に入社した後、同一グループ内において転勤はしたが、現在も継続して勤務している。

申立期間における厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の親会社であるC社から提出された人事台帳により、申立人は、昭和50年4月1日から現在まで、申立事業所を含むC社グループ関連会社に継続して勤務していることが確認できる。

また、B社が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失通知書(以下「資格喪失通知書」という。)、及び当該事業所が加入するD厚生年金基金から提出された申立人に係る資格記録証明書により、A社は、申立人が昭和57年3月23日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、資格喪失日欄に「57. 2. 23」の日付印が押印されているものの、証返納年月日欄及び進達記録票欄には「57. 3. 25」の日付印が押印されており、この日付は、上述の資格喪失通知書に記載されている提出日と一致する上、この資格喪失通知書には、申立人の健康保険被保険者証を添付して返納したことが記載されており、同原票の証返納年月日欄の記録との内容に矛盾が無いことが確認できる。

加えて、C社は、「申立期間当時のことは不明であるが、現在は、厚生年金

保険の被保険者資格取得及び喪失に係る届出書は、厚生年金基金に提出するものと一体となった複写式の様式を使用しており、健康保険証は、資格喪失届に添付して返納している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 57 年 3 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上述の資格喪失通知書及び申立期間における D 厚生年金基金の標準報酬月額の記録から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から37年3月19日まで

申立期間は、A社B出張所においてC作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録では、第1種被保険者とされているので、申立期間について、第3種被保険者(C作業員)であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「申立人は、C作業員の仕事をしていた。」と供述している上、A社B出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の上司及び同僚の二人は、「申立人と一緒に勤務していた。申立人はC作業場でD作業員の仕事をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間にA社B出張所においてC業務に従事していたものと認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人、上記の申立人の上司及びその他の同僚のうち一人は、「A社B出張所にはE作業員はいなかった。」と供述している上、申立人と一緒にC作業場で勤務していたと供述している申立人の上司及び同僚二人は、オンライン記録によれば、いずれも厚生年金保険第3種被保険者であることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人の申立期間における標準報酬等級の記録は、上記の第3種被保険者であった3人の

うちの2人とおおむね同等の等級で推移していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和48年5月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから確認できないが、厚生年金保険第3種被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に厚生年金保険第3種被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年2月から37年2月までの厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月1日から49年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を48年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から49年6月1日まで
昭和48年7月19日に前の会社を退職後、A社に入社した。

厚生年金保険の加入記録は、昭和49年6月1日からとなっているが、48年8月から勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述及び当時の事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成4年2月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は何も残っていない。申立人は、昭和48年6月か同年7月にA社に入ったが、いつまで勤務していたかは覚えていない。A社は、47年3月に会社を設立したが、設立当時は、私も国民年金に加入しており、途中から厚生年金保険に切り替えたが、その時期は覚えていない。」と述べているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録より、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日(昭和48年12月1日)に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる6人(前述の事業主を除く。)のうち、オン

ライン記録より所在を特定することができた5人に照会したところ、回答を得られた4人全員が「申立人は、昭和48年8月ごろから勤務していた。」と述べている上、そのうちの一人は、「厚生年金保険には、会社設立後の経営が安定し、社員が増えてきた昭和48年12月に加入した。申立人は、同年8月ごろからB営業所長として勤務していた。厚生年金保険には、本社も全営業所も同じ時期に入っていたと思う。」と述べている。

さらに、他の3人のうち1人は、「申立人は、当初、取引先会社においてC業務を行っていたが、社長が引き抜いて入社させた。」と述べているほか、他の一人も「重要なC業務員であった。」と述べていることから判断すると、昭和48年8月に既にA社に勤務していた申立人が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降の期間において厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月1日から49年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年6月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人と同年代の同僚の48年12月の標準報酬月額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和48年8月1日から同年12月1日までの期間について、A社は、前述のとおり、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる7人に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間のうち、48年8月1日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、前述の同僚は、「厚生年金保険には、会社設立後の経営が安定し、

社員が増えてきた昭和48年12月に加入した。」と述べている上、申立人の申立期間のうち昭和48年8月1日から同年12月1日までの期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も当該保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和48年8月1日から同年12月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（12万円）より低額の標準賞与額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料（8,639円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（12万円）より低額の標準賞与額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料（8,639円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（10万円）より低額の標準賞与額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料（7,175円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社B工場）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年9月13日、同資格喪失日は47年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月13日から47年4月1日まで
昭和46年9月にA社B工場で採用試験を受け、同社D工場に48年7月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、かつ同じ生年月日の者が、当該事業所において昭和46年9月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年4月1日に同資格を喪失した記録が確認できる上、同名簿で確認できる同人の被保険者台帳の記号番号は、申立人の同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された記号番号、及び申立人が保管する厚生年金保険被保険者証に記載された被保険者台帳の記号番号と合致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を昭和46年9月13日に取得し、47年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年9月から47年3月までの社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
平成 15 年 4 月 21 日から同年 10 月 31 日までA社にB職として勤務し、毎月 50 万円の給与をもらって、それに見合う厚生年金保険料を給与から控除されていた。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について、標準報酬月額が相違していた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る取引銀行の普通預金口座別残高表、給与台帳、及び雇用保険受給資格者証から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成16年5月1日、同資格喪失日が18年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月31日から同年8月1日まで

A社において、会社の手続ミスにより、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していたため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成16年5月1日、同資格喪失日が18年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び賃金台帳の写しから、申立人は、A社に平成16年5月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている申立人の平成18年7月分の給与支給額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立人に係る当該保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（平成10年11月19日）及び同資格取得日（平成11年1月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月19日から11年1月4日まで

申立期間は、勤務していたA社の指示により別の会社に出向していた期間であり、出向期間中の給与は同社から受けていたが、厚生年金保険被保険者資格を取得していた記録が無い。

給与から、厚生年金保険料が控除されていたことは明らかなので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において平成10年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月19日に同資格を喪失後、11年1月4日に同社において再度資格を取得しており、10年11月19日から11年1月4日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る給与明細書（控）の写し、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び当該事業所の回答により、申立人は、平成10年4月1日から16年5月27日までの期間、当該事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年12月及び11年1月の給与明細書（控）の写しにおける厚生年金保険料控除

額の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年11月及び同年12月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年4月までの期間、49年7月から51年9月までの期間及び53年3月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年4月まで
② 昭和49年7月から51年9月まで
③ 昭和53年3月から57年3月まで

昭和46年ごろ、私は、A市B区役所C課でアルバイトをしていた際に、国民年金の大切さを知ったので、自分も国民年金に入らなければならないと思い、住んでいたA市のD区役所で国民年金の加入手続をした。

その後、E県庁、A市、F局などでアルバイトをしながら、毎月、送られて来た納付書により、近くの銀行で保険料を納付していた。

また、会社を退職した際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず行い、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろ、A市B区役所C課でアルバイトをしており、これを契機に、同年4月から国民年金に加入したとするが、A市が区制施行したのは、47年4月からである上、同区役所が現在地に設置されたのは49年2月であることから、申立内容に不自然さがある。

また、申立人は、昭和46年4月から国民年金保険料を納付してきたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、57年12月ごろに申立人の加入手続が行われたものと推測されることから、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間③の一部については、過年度納付ができる期間であるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張するが、A市では、申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、印紙による保険料納付方式の期間であり、納付書による納付はできない。

加えて申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年9月まで

申立期間の国民年金については、昭和44年6月ごろ私がA市B区役所の窓口に行き、夫婦二人分の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、2か月から3か月ごとに私が夫婦二人分の保険料をA市B区役所や金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入時期について、「昭和44年6月ごろ私がA市B区役所の窓口に行き、夫婦二人分の加入手続を行った。」と供述しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び周辺被保険者の状況調査により、夫婦連番で昭和50年10月にC町（現在は、C市）で払い出されたことが確認できることから、44年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立人の供述とは一致しない上、A市B区役所が開設された時期は、同市が区制を施行した47年4月であることから、供述内容には不自然さがみられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「2か月から3か月ごとに私が夫婦二人分の保険料をA市B区役所や金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付した。」と供述しているが、申立人については、昭和44年5月に自身の共済年金の受給権が発生しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年10月の時点では、申立人は国民年金の任意加入対象者であることから、申立期間の保険料は^{さかのぼ}遡って納付することができない。

さらに、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払

い出された形跡は見当たらない上、申立期間については、その妻も申立人と同様に未加入期間となっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1547

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年9月まで

私の国民年金については、昭和44年6月ごろ夫がA市B区役所の窓口に行き、夫婦二人分の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、2か月から3か月ごとに夫が夫婦二人分の保険料をA市B区役所や金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入時期について、「昭和44年6月ごろ夫がA市B区役所の窓口に行き、夫婦二人分の加入手続を行ってくれたはずである。」と供述しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び周辺被保険者の状況調査により、夫婦連番で昭和50年10月にC町（現在は、C市）で払い出されていることが確認できることから、44年6月ごろに夫が国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立人の供述とは一致しない上、A市B区役所が開設された時期は、同市が区制を施行した47年4月であることから、供述内容には不自然さがみられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「2か月から3か月ごとに夫が夫婦二人分の保険料をA市B区役所や金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付した。」と供述しているが、申立人の夫については昭和44年5月に共済年金の受給権が発生しており、配偶者である申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された50年10月の時点では国民年金の任意加入対象者であることから、申立期間の保険料は^{さかのぼ}遡って納付することができない。

さらに、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払

い出された形跡は見当たらない上、申立期間については、その夫も申立人と同様に未加入期間となっている。

加えて、申立人の夫が、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1548

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年3月から63年3月まで

生前、母親(申立人)の下に、「ねんきん特別便」が届いた際、母親と一緒に記録を確認し、申立期間の記録が抜けていることが分かった。

その時、母親は、「50歳で国民年金に任意加入した際、A市役所の窓口で、『あと15年掛けたら年金がもらえる。』と言われたことから、60歳以降も継続して任意加入し、50歳からの15年間漏れ無く保険料を納めていた。」と話していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立は、死亡した申立人の実娘が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳以降も継続して国民年金に任意加入し保険料を納付していたとしているが、オンライン記録及びA市が保管する国民年金検認状況簿によると、昭和63年4月に国民年金に任意加入し口座振替により保険料の納付を開始していることが確認できることから、申立期間は、無資格期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が60歳以降も引き続き国民年金に任意加入し保険料を納付するためには、改めて任意加入の手続きをする必要があるが、申立人は、既に他界しており、その代理人からも具体的な証言が得られないことから、申立期間における申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いほか、申立人が申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、生前申立人が「15年間国民年金を掛けると年金がもらえると言われ、65歳まで継続して加入した。」と話していたと代理人が述べている点については、申立人は、60歳到達前の昭和61年*月の時点（国民年金保険料の納付が8年11か月）で老齢基礎年金の受給資格を得ており、さらに15年間継続して国民年金保険料を納付しなければならない理由が無いほか、申立人のいわゆる合算対象期間（受給資格期間には算入されるが、受給金額に反映されない期間）が長期間であることから、年金受給額を増やすために「65歳までの15年間保険料を掛けることができる。」旨の説明が申立人の国民年金の加入手続時にあったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年9月まで

私は、昭和47年3月に勤務先を退職後、職場の事務担当者の勧めと両親と妹が既に国民年金に加入していたことから国民年金に加入した。

加入手続は、A業を開業していた父親が、ある団体に電話をしてもらって自宅に来てもらい、私自身が玄関先で国民年金と付加保険の加入手続を行った。

国民年金保険料の納付については、私か父のどちらかが納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿の記載から、昭和52年4月ごろに払い出されたものと推認できるが、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、当初は自身で納付したものとしていたが、最終的には申立人の父親が納付したのか自身で納付したのか分からないとしており、当時の納付状況は確認できない。

さらに、申立人の両親及び妹の国民年金手帳記号番号に係る前後の被保険者状況調査により、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に夫婦連番で払い出されていること、及び妹の同記号番号も51年12月から52年2月の間に払い出されていることが推認できることから、「自分の国民年金

の加入手続時には既に両親及び妹は加入していた。」とする申立人の主張には不自然さがみられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年1月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から9年1月まで
② 平成9年5月から同年12月まで

申立期間当時、国民年金及び厚生年金保険についての知識が余り無かったが、両親に「自分の老後のために」と勧められたので、私は、国民年金に加入し、保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、加入手続や保険料の納付に係る時期及び納付金額についての申立人の記憶は明確でないことから、当時の状況は不明である。

また、i) 申立人は、加入当初に年金手帳の交付を受けたが、その手帳は現在紛失したとしているほか、現在所持する年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記載はないこと、ii) 申立人の居住するA市の国民年金被保険者名簿には申立人の記録が無いこと、iii) オンライン記録には申立人の国民年金加入記録が無い上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間は30か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 5 月まで

昭和 62 年 8 月に会社を退職し、63 年 6 月に別の会社に入社するまでの申立期間について、私は母親と同居し、国民年金保険料も母親と一緒に納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の唯一所持する「年金手帳」に記載された国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた A 県 B 区で払い出されたものではなく、平成 4 年に C 県 D 市に居住していたときに払い出された記号番号であることが確認できるほか、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付状況及び年金手帳交付についての記憶が曖昧である上、申立人は申立期間の国民年金保険料を当時同居していた申立人の母親と一緒に納付していたとしていたことから、その母親に聴取したものの、申立人が、申立期間当時保険料を納付していたことをうかがわせる具体的状況についての供述を得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1975

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 2 日まで

昭和 47 年 4 月から 48 年 8 月末まで A 県 B 局 C 部 D 課に臨時職員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で辞めることなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立人が保管する同僚と写っている写真並びに複数の同僚及び給与事務担当職員の供述から判断すると、申立人が申立期間中に A 県 B 局の D 課において E 業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、当時の臨時職員に係る資料は保存されておらず、申立人が申立期間に社会保険の適用となる臨時職員として勤務していたことを確認できる関連資料等を得ることができない上、当時の臨時職員取扱要綱において「臨時職員は、1 か月雇用と 5 か月雇用があり、5 か月雇用の場合は社会保険に加入させていたが、契約更新は一度しかできず、臨時職員の任用期間は、いかなる場合においても 10 か月を超えることがないように、適正な人事管理を行う。」と明記されていると回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間より前の昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間後の 48 年 4 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間、それぞれ 5 か月間の厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、申立期間を含めると雇用期間は 17 か月と前述の要綱に定められている最長任用期間である 10 か月を超える上、当該事業所では、「5 か月雇用を更新する場合には、厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続は行わない取扱いであった。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録と符合し、申立期間の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立期間前後の当該事業所における厚生年金保険被保険者53人のうち1人が継続して11か月厚生年金保険に加入しているほか、10か月を超えて厚生年金保険に加入している者はいないことから、申立人が申立期間に社会保険の適用となる臨時職員として継続して雇用されていたとは考え難い。

加えて、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる同職種の同僚で連絡の取れた8人のうち4人は、それらが記憶する勤務期間の一部について厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、このうちの3人は「当時、社会保険に加入できる臨時職員の任用期間は決まっており、社会保険に加入できない雇用条件で継続してE業務に従事する者もいたと思う。」と供述している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月ごろから 45 年 6 月ごろまで

昭和 40 年 6 月ごろから 41 年 8 月ごろまで、A社のB市内にあったC工場
で勤務し、その後、41 年 9 月ごろにA社のD市内にあったC工場の初代出
張所長として 45 年 6 月ごろまで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加
入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者
であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の従事業務に関する申立内容、雇用保険の被保険者記録及び複数の
同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期
間中にA社のC部門に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 61 年 3 月 26 日に厚
生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主、C部門
の責任者及び事務担当者は、いずれも死亡していることから、申立人の勤務
実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料を得ることができない。

2 申立期間のうち、申立人が当該事業所のB市内にあったC工場に勤務した
とする昭和 40 年 6 月ごろから 41 年 8 月ごろまでの期間について、雇用保険
被保険者記録によると、申立人の当該期間における雇用保険の加入記録は確
認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保
険者原票」という。）によると、申立人が名前を挙げた当時の同僚 4 人のう
ち 2 人は、当該期間の一部について当該事業所における厚生年金保険の加入
記録が確認できない上、残りの二人も、当該事業所における当該期間に係る

厚生年金保険の加入記録が確認できず、このうちの一人は、当該期間を含む昭和40年5月から52年12月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、被保険者原票によると、申立人は申立期間より前の昭和37年及び38年に秋季から春季までの期間、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、申立人は「C部門の責任者から昭和39年11月から40年6月までの期間、別にC事業所を営むよう話があり、当該業務を請け負った。」としており、39年11月から申立人の当該事業所における雇用形態に変化があったことがうかがえる。

- 3 申立期間のうち、申立人が当該事業所のD市内にあったC工場に勤務したとする昭和41年9月ごろから45年6月ごろまでの期間について、被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた当時の同僚3人のうち、C工場を立ち上げる時期から一緒に勤務したとする同僚及び当該期間の後半から一緒に勤務し後任の出張所長になったとする同僚二人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、他の一人も当該期間の一部について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない前述の同僚二人は、所在が不明である上、他の一人は「昭和43年11月ごろから44年4月ごろまでの期間及び45年1月ごろから同年4月ごろまでの期間、季節雇用の臨時職員として勤務したが、その他の期間の申立人の勤務状況等については分からない。」と供述していることから、申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

加えて、申立人は当該期間の一部について、雇用保険の加入記録が確認できるものの、当該期間に国民年金に加入し保険料を納付している前述の同僚も、昭和42年から46年の各年の秋季から春季まで当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できることから、当時、当該事業所では雇用保険と厚生年金保険の加入は同時に行われず、事業主は、職種、身分等何らかの基準により従業員ごとに厚生年金保険の加入の判断を行っていたものと推測できる。

- 4 被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から平成 16 年 5 月 16 日まで

申立期間においてA社で勤務した際に、受け取った給与支給額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が異なっている。同社が経費節減のため、実際の給与支給額より低い額を標準報酬月額として届けたものと思われるので、管轄の社会保険事務所（当時）に照会したが、是正されることなく、同社は平成 16 年に倒産した。

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、保管する給与明細書に記載されている給与支給総額に見合っていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管する給与明細書で確認できる社会保険料の控除状況から判断すると、当時の控除方式は翌月控除であったとみられるところ、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月から同年 11 月までの期間、61 年 10 月及び同年 11 月並びに 62 年 1 月から平成 16 年 4 月までの期間については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりもいず

れも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録における標準報酬月額と一致しているか又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 2 月までの期間、同年 12 月から 61 年 9 月までの期間及び同年 12 月については、申立人は、給与明細書を所持していないものの、給与明細書を所持している 60 年 3 月から同年 11 月までの期間、61 年 10 月及び同年 11 月並びに 62 年 1 月から平成 16 年 4 月までの期間の給与支給額が、オンライン記録における標準報酬月額よりいずれも高額であることから、当該期間における申立人の給与支給額についても、オンライン記録における標準報酬月額より高額であったことは推定できる。

しかしながら、申立人が給与明細書を所持している昭和 60 年 3 月から同年 11 月までの期間、61 年 10 月及び同年 11 月並びに 62 年 1 月から平成 16 年 4 月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致しているか又は低額であることから、申立人が給与明細書を所持していない当該期間についても、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額より高額であったとは考え難い。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 16 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主とは連絡が取れないことから、申立期間の厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額算定基礎届等の関係資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月31日から同年10月まで

昭和21年4月にA地区にあったB社に入社し、22年10月まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)に確認したところ、厚生年金保険の加入記録は22年3月1日から同年5月31日までとなっており、申立期間の加入記録が確認できない。

採用試験に合格し、C県庁に採用されるまでの昭和22年10月まで当該事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、当該事業所は、昭和30年1月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立期間当時、当該事業所が加入していたD健康保険組合に申立人の健康保険の加入記録を照会したが、当時の資料は保存されていない旨の回答であり、申立人の当該事業所に係る健康保険の加入記録に係る関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は当時の同僚として4人の名前を挙げているが、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、当該4人のうち事業主を含む3人は、厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、残りの一人は当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、これらの同僚三人はいずれも所在不明のため申立人

の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

加えて、申立期間当時、被保険者名簿において8人が厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できるが、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚の二人を除く5人についても、所在不明又は死去により申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

その上、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

平成 10 年 2 月 1 日から 12 年 11 月 30 日までの期間について、A 社（現在は、B 社）C 支社から派遣社員として D 社で勤務していたが、10 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。入社の際に夫の被扶養者から抜け、健康保険証をもらった覚えがあるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び B 社から提出された申立人に係る労働者名簿により、申立人が申立期間において同社に雇用され、派遣社員として D 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社から提出された平成 10 年 2 月から同年 12 月までの期間の申立人に係る賃金台帳によると、申立期間において給与は支給されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所が加入する E 厚生年金基金の加入記録を見ると、申立人の加入員資格取得年月日は、平成 10 年 5 月 1 日となっている上、E 健康保険組合の加入記録でも、申立人の被保険者資格取得年月日は同日となっており、共にオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金の第 3 号被保険者期間となっていることが確認できる上、夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた昭和 39 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、同期間においては、間違いなく当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が、申立期間のうち昭和 40 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 41 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 53 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 9 人のうち所在が確認できた 4 人に照会し、申立期間当時の社会保険事務及び給与計算事務担当者であった同僚一人を含む 3 人から回答が得られたところ、このうち二人は「申立人が申立期間において、A社に季節労働者として勤務しており、季節労働者には、日雇労働者健康保険が適用されていたことを覚えている。」と供述していること、及び申立人も、申立期間

における健康保険の適用について、「日雇労働者健康保険の適用を受けていた。」と供述していることから、申立人が、当該事業所に季節労働者として勤務していたことが推認される。

さらに、前述の同僚二人のうち、申立期間当時の社会保険事務及び給与計算事務担当者であった同僚一人は、申立期間当時のA社における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について、「厚生年金保険に加入していたのは、通年雇用の正職員についてのみであり、季節労働者については、同保険には加入させていなかった。適用の基準が明確であったことから、当該基準に基づき、同保険の被保険者資格の取得に係る届出を行っており、加入記録が無いのであれば、同保険の被保険者ではない。また、同保険に加入していないにもかかわらず、給与から同保険料を控除していたことは無い。」と供述している。

加えて、前述の同僚二人のいずれもが、「申立期間当時、A社には、雇用形態を問わず、40人程度の職員が在籍していた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票により、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるのは、最大でも8人となっていることから、申立期間当時、当該事業所においては、雇用する職員全員を同保険には加入させていなかったことが推認される。

その上、被保険者原票を調査したが、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

新聞の求人募集を見て応募し、採用され、昭和 55 年 4 月から A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 11 月からになっている。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないが、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 56 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 55 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したところ、健康保険の整理番号 1 番から申立人までの 5 人全員が 55 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人については所在が確認できなかったことから、被保険者原票から抽出した 4 人のうち、所在が確認できた一人の同僚に照会したところ、当該同僚は「昭和 55 年 5 月ごろに入社したが、入社後 2 か月ぐらい経った時に、社長に対して、事業所として厚生年金保険に加入するよう要請し、その後、しばらくしてから厚生年金保険に加入したのを記憶し

ている。また、それまでの間、厚生年金保険料を給与から控除された記憶は無い。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者原票によると、申立人は、昭和 55 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 31 日に同資格を喪失していることが確認でき、これらの記録に訂正等は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見受けられない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から8年9月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が昇給していたにもかかわらず、5万円から10万円も低い金額となっているので、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している預金通帳によると、申立期間における毎月の給与振込支給額は、平成元年が約22万2,000円、2年が約23万5,000円、3年が約32万7,000円、4年が約30万円、5年が約34万円、7年が約36万円であり、これに対してオンライン記録による標準報酬月額は、元年から4年までが22万円、5年から7年までが24万円であることから、標準報酬月額を上回る給与を受け取っていたことが確認できるものの、当該給与振込額からは、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は、平成8年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本に記載のある代表取締役は既に死亡しており、申立人が事業主として名前を挙げた者が商業登記簿謄本の記載では取締役である者も連絡先が判明しないことから、申立人の保険料控除について、関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間内にA社において厚生年金保険の被保険者であった者は14人であり、このうち生存及び連絡先が判明した9人に照会したところ、5人から回答を得られたが、いずれの者からも当該事業

所における申立期間に係る給与明細は無く、保険料控除について具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額^{そきゅう}は、遡及して大幅に引き下げられていることも無く、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月末まで

申立期間は、A社に勤務していたが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、私が厚生年金保険に加入していた記録は無いとのことである。当該事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てている事業所の名称は、B社の事業主の供述内容及び同社の複数の元従業員が申立人を記憶していたことから判断すると、B社であると考えられる。また、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社又はこれに類似する名称でオンライン記録を確認したが、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できなかった上、商業法人登記簿を確認したが該当する事業所は見当たらなかった。

また、B社の事業主に照会したところ、「B社は開業から閉鎖するまで個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。このため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことも無く、当時の従業員には国民年金に加入してもらっていたと思う。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた一人の同僚は、「申立人を記憶しているが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険への加入については分からない。」と供述している上、申立人が名字を挙げた一人の同僚は、「申立人を記憶している。当時、B社では厚生年金保険には加入していなかったと思う。健康保険についてはC業国民健康保険組合に加入していた。」と供述しているほか、当時、同社でアルバイトとして勤務していた者は、「当時の同僚に申立人がいた。ただ

し、私はアルバイトであったので厚生年金保険のことは分からない。なお、事業主は、C業労働組合の役員をしていた。」と供述している。

加えて、C業労働組合D支部に照会したところ、「当組合は個人加入を原則としており、法人は加入できないものとなっている。また、C業国民健康保険組合の加入条件は、当組合の組合員であることである。なお、組合員が加入する年金制度は原則として国民年金となる。」との回答が得られた上、B社の事業主がC業労働組合の組合員であったことが確認できた。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 28 日から 55 年 5 月 1 日まで

昭和 49 年 10 月から 55 年 4 月まで A 社に勤務し、B 業務及び C 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は 52 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとのことだが、同日以降も厚生年金保険料が給与から控除されていた。同社の社会保険事務は、事務所が同じ場所にあった親会社の D 社で行っていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 52 年 2 月 28 日から 55 年 3 月 31 日までは A 社に、同年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までは D 社にそれぞれ勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A 社及び D 社は、いずれも昭和 52 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、A 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる申立人を含む 7 人、及び D 社で同日まで同保険の被保険者であったことが確認できる者 22 人は、いずれも、同日以降に両事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人が両事業所で一緒に勤務していたとする両事業所の各代表取締役及び同僚 3 人のうち、生存及び所在が確認された者 4 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち申立人が D 社の代表取締役であったとする者は、「A 社は私が経営していた D 社の子会社であり、実質的な代表者は私であった。両社の経理事務及び社会保険事務は D 社で行っており、両社の社会保険事務に係

る取扱いは同じであった。当時、手形の不渡りが原因で両社の経営が悪化したため、昭和52年2月28日で社会保険を脱退した。その後も両社に勤務していた従業員については、給与を遅配することはあったものの、厚生年金保険に加入させていないにもかかわらず給与から同保険料を控除したことは絶対に無い。」と供述している一方で、回答があった他の二人は、いずれも、「当時、手形の不渡りが原因で給与の遅配があったが、昭和52年2月28日以降も53年までD社に従業員として勤務していた。」と供述しているものの、両人から、昭和52年2月28日以降の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は得られなかった。

さらに、A社に係る被保険者原票により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人のうち5人は、いずれも既に死亡しているほか、生存が確認された一人に照会したものの回答は得られず、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、D社に係る被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和52年2月28日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したところ、回答があった4人のうち3人は、「昭和52年2月28日以降、53年までD社に従業員として勤務していた。」と供述しており、他の一人は、「会社の経営状態が悪くなって昭和52年2月ごろに社会保険を脱退したという記憶があるが、その後も56年ごろまでD社に勤務していた。」と供述しているものの、これらの者から、同日以降の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は得られなかった。

その上、両事業所に係る被保険者原票によると、申立人、及びD社において昭和52年2月28日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者22人のうち13人は、いずれも、同日に政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが確認できる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1985

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

昭和 37 年 3 月から 39 年 9 月まで A 県 B 市にあった C 社(現在は、D 社)に勤務し、E 業務に従事していた。申立期間は、当該事業所の関連会社であり、F 県 G 市(当時)に工場が、H 県 I 区に事務所がそれぞれあった J 社に出向していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。J 社の従業員は、専務と私の二人だけであった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社の事業主の三女であるとする者、及び申立人が同所で一緒に勤務していたとする者が、いずれも、「申立人は、申立期間において、C 社の関連会社であった J 社に出向していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において J 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本の記録によれば、申立期間において H 県 I 区に J 社が存在し、申立人が同社の専務であったとする者が代表取締役であり、C 社の事業主であったとする者が同社の取締役であったことが確認できるものの、事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、D 社に照会したものの、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も廃棄済みであるため、当時の状況は一切分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び J 社における同保険の適用状況を確認できる資料や供述は得られなかった。

また、商業登記簿謄本の記録により、J 社の代表取締役であったことが確認

できる者は、既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、オンライン記録によると、同人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同人が当該事業所で同保険の被保険者であった形跡も無い。

一方、申立人が「当時の状況を一番よく知っている。」と主張するC社の事業主であった者の次女に照会したものの、「申立人がC社に勤務していたことは知っているが、もう40年以上も前のことで、自分が勤務していた期間も記憶していないのに、申立人のことまでは分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人がC社で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち個人が特定された一人に照会したところ、「私もG市にあったJ社の工場に手伝いに行ったことはあるものの、その期間が短かったため給与はC社から支給されていたと記憶しているが、申立人はJ社に長く勤務していたので、どこから給与が支給されていたかまでは分からない。」と供述しており、申立人が、J社に勤務していた期間においてもC社から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、C社の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、回答があった7人において、J社で勤務していたとの供述が得られた者又は同社の具体的な状況について承知していた者はおらず、ほかに、当時、同社に勤務する者についてC社で厚生年金保険の被保険者とする取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は、「A県B市からF県G市に出向するに当たって住民票を移したため、年金記録がおかしくなったのではないか。」と主張するが、国民年金とは異なり、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失手続に市町村は全く関与していないことから、当該住民票の移転は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失とは関係が無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 43 年 2 月から 45 年 12 月まで
③ 昭和 52 年 6 月から 54 年 7 月 1 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）において、C職として勤務した。

申立期間②は、D社において、C職として勤務した。

申立期間③は、E社において、F業務担当として勤務した。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間①中の昭和 42 年 9 月 2 日から同年 10 月 30 日までの期間において、申立人が勤務したとするA社とは異なる別の事業所で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 52 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成 8 年 6 月 1 日に解散しているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人は当該事業所での業務内容について、「A社は、大手企業の下請事業が多く、私はG作業をしていた。」と供述としているが、申立期間①当時の取締役は、「A社は、H事業以外の事業は行っておらず、C職を雇用し、G作業などのI事業は行っていない。また、申立人が名前を挙げている大手企業との取引も無かった。」と回答しており、申立人の供述と符合しない。

加えて、申立人は当該事業所の同僚の名前を記憶していないため、同僚から申立人の勤務実態等について供述を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間①及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社は、H事業を行う会社であり、申立人が主張するようなI事業は行っていなかった。」と回答しており、これは先の取締役の回答と符合する。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間②のうち、昭和43年7月1日から同年12月20日までの期間及び44年4月14日から同年9月12日までの期間において、D社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和43年6月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年2月から同年6月19日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所は昭和60年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成8年6月3日に解散しているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立期間②当時の事務担当者は、「当時、D社では冬期間の仕事が無かったため、現場の作業員は夏期間のみの季節雇用者であった。D社では、季節雇用者は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。季節雇用者は、日雇健康保険に加入し、日雇健康保険の手帳は会社で管理しており、私がJ作業をしていた。厚生年金保険に加入していたのは、経営者とその親族及び事務担当者の6人程度であった。」と供述している。

加えて、申立人及び複数の同僚は、申立期間②当時、当該事業所の従業員数は20人から30人程度であったと供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者数は6人となっており、これは先の事務担当者の供述と符合する。

その上、申立人は当該事業所の同僚8人の名前を挙げているが、このうち7人は姓のみしか分からないため、本人の特定ができず申立人の勤務実態等について供述を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金

保険被保険者原票によると、これら同僚7人と同姓の厚生年金保険被保険者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間③にE社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和54年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所は平成9年12月17日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同日に破産宣告を受けているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人は当該事業所の同僚5人の名前を挙げているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、これら同僚と同姓の厚生年金保険被保険者は確認できない上、このうち唯一連絡が取れた同僚からは、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚4人のうち2人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、残り二人は、いずれも当該事業所とは異なる別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 33 年 3 月ごろまで
昭和 30 年 4 月ごろ A 社（現在は、B 社）に入社し、33 年 3 月ごろまで C 業務に従事した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において A 社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 30 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所が保管する厚生年金保険加入者名簿（従業員の厚生年金保険被保険者資格状況を記載したもの）には、申立人の名前が記載されていない上、同名簿の記載内容は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立人は同僚 7 人の名前を挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち 3 人は厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、これら同僚の中で連絡が取れた同僚二人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、当該事業所の従業員数は 60 人程度であったとみられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者数は 33 人から 46 人となっており、当時、当該事業所では厚生年金保険に加入していない従業員がいた状況がうかがえる。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A事業所には、昭和 46 年 5 月 1 日に正式採用され、厚生年金保険も採用と同時に加入していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

同事業所に勤務していた期間は、給与の手取額が変わった記憶が無く、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。

また、同事業所に、私と同じB職として勤務し、学校の先輩でもある人に聞いても、採用時から厚生年金保険に加入していると言っていたので、同事業所における厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった「昭和 36 年以降就職退職記録簿」（写し）（以下「退職記録簿」という。）、申立人の同事業所における雇用保険の被保険者記録、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、退職記録簿に名前が記録されている者延べ 149 人について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険被保険者資格取得記録を確認したところ、i) 48 人が、同被保険者原票に名前が記録されていないこと、ii) 92 人は、退職記録簿に記録されている入社日より後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、職種によって差はみられないこと、iii) 9 人のみが、退職記録簿に記録されている入社日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人のうち、申立人が同じB職であったとしている者は「A事業所に勤務したのは、昭和 44 年 1 月からと記憶しているが、厚生年金保険の加入日が同年 4 月 1 日付けとなっていたので、はっきりし

た記憶ではないが、同事業所では試用期間があったかもしれない。」と供述しており、同人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得は昭和44年4月1日であることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚3人を抽出し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況を照会したところ、いずれの者からも、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）で勤務していた時であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたとして名字のみを挙げた同僚4人は、全員、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現事業主も「申立期間当時の書類は無いため、申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名字のみを挙げた上述の同僚4人は、オンライン記録によると、全員、所在が確認できないことから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は9人確認でき、このうち所在が確認できた二人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、いずれの者からも、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことをうかがわせる供述を得ることができなかつた上、一人は「A社に昭和27年4月に入社したが、厚生

年金保険には同年 10 月から加入した。」と供述し、他の一人も「一定期間の勤務を経て厚生年金保険に加入した記憶がある。」と供述している。

加えて、当該事業所の現事業主は、「申立期間当時に試用期間があったか否かについては不明であるが、現在は就業規則上は 3 か月、運用上は 3 か月から 6 か月の試用期間を設け、厚生年金保険には、試用期間が終わってから加入させている。」と供述している

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。